

令和 5 年 度

## 函館市立戸倉中学校 P T A 定期総会開催要項

日 時：令和 5 年 4 月 1 1 日（火） 1 4 時 2 0 分

会 場：函館市立戸倉中学校 体育館

### 令和 5 年度総会・会次第

- 1 開式の言葉
- 2 会長あいさつ
- 3 新任教員紹介
- 4 校長あいさつ
- 5 議 事
  - ① 報告事項
    - ア 令和 4 年度 会務報告
    - イ 令和 4 年度 会計決算報告
    - ウ 監査報告
  - ② 審議事項
    - ア 令和 5 年度 事業計画
    - イ 令和 5 年度 予算案審議
    - ウ 令和 5 年度 役員選出
    - エ その他
- 6 新役員あいさつ
- 7 閉会のことば



# 令和4年度PTA会務報告

函館市立戸倉中学校

月	事務局・三役会等	学年委員会	研修委員会	厚生生活委員会
4	6 入学式・PTA入会式			
5	14 市PTA連合会総会 24 PTA総会 (web)	PTA全体会 (中止)	PTA全体会 (中止)	PTA全体会 (中止)
6	13 三役会 24 諸費納入案内			
7	15 授業参観・ 学級懇談会			
8				
9	4 市P連研究大会			
10	28 地域公開授業参観			
11	11 開校50周年記念式典			
12				
1	新年交礼会 (中止)			
2		PTA全体会 (中止)	PTA全体会 (中止)	PTA全体会 (中止)
3	15 第50回卒業証書授与式 30 三役会・会計監査			

## 令和5年度 P T A 事業計画

子どもの健全な成長をめざし、父母と先生の密接な連携のもと、相互理解と研修に努め、充実した教育活動が行われるよう寄与する。

### 1. 子どもの健全育成活動の充実

- ◎学年・学級 P T A 活動の充実
- ◎子どもの生活をよくするための地域活動の推進
  - ・校外生活委員会
  - ・子どもの生活を考える会
  - ・ボランティア実践協力校活動支援
- ◎市 P 連第 4 ブロック活動への参加と連帯、協力

### 2. 会員相互の研修

- ◎ P T A 研修会や講話会などの開催
- ◎各種研修会への参加
- ◎学年・学級 P T A を通しての研修活動の充実と深化
- ◎市 P 連研究大会への参加・・・9 月

### 3. 会員相互の親睦と交流

- ◎親睦を深めるための行事の開催
- ◎さまざまな実技講習会などの開催

### 4. 学校行事への協力

- ◎学校の環境整備への協力
- ◎部活動への援助（部活動後援会）

### 5. その他

- ◎校舎内外の環境整備に関すること

## 函館市立戸倉中学校PTA会則

### 第1章 総則

- 第1条 この会は「函館市立戸倉中学校PTA」と称し、事務局を戸倉中学校内におきます。
- 第2条 この会は生徒の健全な成長を願い、保護者と教師が手を取りあって、望ましい環境のもとに、充実した学校教育が行われるような体制をつくりあげるため、相互理解を深め、教育効果を一層高めることを目的とします。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行います。
- 1 会員相互の研修と親睦に関する事。
  - 2 教育環境の整備並びに諸条件への対策に関する事。
  - 3 子ども達の校外生活の向上発展に関する事。
  - 4 健康安全に関する事。
  - 5 文化・体育等行事への協力に関する事。
  - 6 その他必要と認められる事業。

### 第2章 構成

- 第4条 この会は、生徒の保護者・教職員をもって組織します。

### 第3章 役員

- 第5条 この会には次の役員をおきます。

- 1 会長1名
- 2 名誉会長1名
- 3 副会長若干名
- 4 監査若干名
- 5 顧問若干名
- 6 会計若干名
- 7 事務局

- 第6条 この会の役員の任務は次のとおり定めます。

- 1 会長は、会務を統括し、この会を代表します。
- 2 名誉会長は、会務の相談に応じます。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行します。
- 4 監査は、業務及び会計を監査します。
- 5 顧問は、随時役員会に出席し会長の諮問に応じます。
- 6 会計は、この会の会計事務にあたります。
- 7 事務局は、この会の事務並びに会計を統括します。

- 第7条 この会の役員を次のように選出します。

- 1 会長、副会長、監査は定期総会において選出します。
- 2 名誉会長は、戸倉中学校長をもってあてます。
- 3 顧問は会長の委嘱によります。
- 4 専門委員会委員長の選出は細則で決めます。
- 5 事務局長は戸倉中学校教頭をもってあてます。
- 6 会計と事務局は、会長が委嘱します。

- 第8条 この会の役員の任期を1箇年とします。ただし、再任は妨げません。

### 第4章 機関

- 第9条 この会の機関および任務を次のように定めます。

- 1 定期総会  
この会の最高決議機関で、毎年4月に会長が招集し、会務報告、予算、決算、監査報告、会則改正、役員選出その他活動に関する重要事項の決議を行います。
- 2 臨時総会  
会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、会長が招集します。
- 3 全体委員会  
この会の役員並びに各学年・専門委員によって随時開催し、運営について協議します。必要あるときは、総会に代わって会務を協議します。
- 4 三役会  
会長、副会長、監査、事務局で構成し、全体委員会にはかかる必要な事項について審議します。但し、場合によっては会計も含むものとします。

第10条 この会は、専門委員会を置き会務を分担します。その種類と任務については、細則で定めます。

第11条 この会の総会または全体委員会の決議により、特別委員会をつくることができます。特別委員会の委員長は、総会または全体委員会で選考し、会長が委嘱します。

## 第5章 会計

第12条 この会は、会費並びに、その他収入をもってまかない、会員は総会で決定した会費を負担します。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わります。

## 第6章 細則

第14条 この会の会則は、総会の決議による他変更することはできません。

第15条 この会則の施行上必要な細則の制定及び変更は、総会または全体委員会の決議によりま

す。

第16条 この会の会則は、昭和48年5月26日から実施します。

昭和49年5月10日第2回総会で会則の一部を改正しました。

昭和55年5月13日第8回総会で会則の一部を改正しました。

昭和56年4月29日第9回総会で会則の一部を改正しました。

昭和58年4月25日第11回総会で会則の一部を改正しました。

昭和59年4月19日第12回総会で会則の一部を改正しました。

昭和60年4月18日第13回総会で会則の一部を改正しました。

平成4年4月15日第20回総会で会則の一部を改正しました。

平成18年2月3日臨時総会で会則の一部を改正しました。

## 細 則

第1条 会則10条に定める専門委員会の種類及び任務を次の通りとします。

1 学年委員会（学年PTA・学級PTA）

学年・学級の教育を充実を図り、学年・学級単位のPTA活動の推進など

2 研修委員会

会員の教養向上を図るための企画・実施

3 厚生・生活委員会

校外生活指導・安全に関すること、教育環境の整備充実

会員の親睦、健康的生活を図るための企画・実施

第2条 会則10条に定める専門委員会の構成及び委員の選出は次の通りとします。

1 各学級ごとにそれぞれ4名（以上）の委員を互選します。4名で学級委員会を構成し、学級PTAの活動を推進します。

2 4名は、細則第1条の専門委員会のいずれかに所属し、その委員会の委員になります。

3 専門委員会には次の役員をおきます。

(1) 専門委員長 1名 委員会において選出します。

(2) 副委員長 2名 委員会において選出します。

第3条 専門委員会は、随時開催して委員会の事業について協議、実施します。

第4条 生活委員会の委員については、地域にかたよりのあるとき、会長が委嘱することができます。

第5条 この会の会員・生徒に対する見舞いについては、次の規定にもとづき行います。

1 生徒及び会員に対する弔意・見舞い

(1) 生徒及び会員死亡の場合（香典） 5,000円

(2) 会員羅災の場合（見舞い） 5,000円

2 生徒並びに会員の傷病・死亡の原因が、校務及び会務執行中のできごと、またその他上記の規定にあてはまらない時は、別に審議することにします。

付則 この細則は、平成5年4月19日第21回総会において一部を改正しました。

平成18年2月3日臨時総会で会則の一部を改正しました。

## ※ P T A 学級役員選出について

### P T A 学級委員・各専門委員の活動内容

	委員会	活動内容
1	学年委員会	◎学年・学級P T A活動の充実 ◎学年・学級単位のP T A活動の推進など
2	研修委員会	◎会員の教養向上を図るための企画・実施
3	厚生・生活委員	◎校外生活委員会等への参加と祭典時等の巡視 ◎教育環境の整備充実 ◎会員の親睦（懇親会等の企画運営）

### 戸倉中学校部活動後援会会則

#### 1. 趣旨

この後援会は、戸倉中学校に在籍する生徒の保護者が協力して体育部、文化部の充実と円滑な活動を後援する。

#### 2. 組織

この後援会は、戸倉中学校に在籍する生徒の父母で、この趣旨に賛同する者によって組織し、戸倉中学校P T Aの中に設置する。

#### 3. 後援会の委員

- (1) 会長（P T A会長が兼任する）
- (2) 副会長（P T A三役の中から2名兼務する）
- (3) 各部保護者代表
- (4) 全部活動顧問
- (5) 事務局長（P T A事務局長が兼務する）

#### 4. 任期

委員の任期は1年とする。

#### 5. 会議

会長が必要と認めた時、随時開くこととする。

#### 6. 会計

この会計は、会費及び篤志家からの寄付をもって充てる。

#### 7. 後援会費

一世帯一口1,000円とし、1口以上とする。

#### 8. 経理

経理は事務局が担当する。

#### 9. 決算及び会計監査

この会の会計は、単年度決算とし、会計監査を受けたP T A全体委員会に報告され、承認を受けなければならない。ただし、会計監査はP T A監査が行うものとする。